

1 月定例教育委員会議事録

- 1 開催日 令和8年1月15日(木)
- 2 会場 本庁舎 7階 会議室7A
- 3 開会 午後3時30分
- 4 出席委員 羽田明夫 教育長
増田紀子 委員(職務代理者)
外山敬三 委員
古谷光子 委員
- 5 会議出席者 杉山佳丈 教育部長
鈴木 彰 学校福祉部長
長谷川貴紀 教育総務課長
福田陽子 学校教育課長
小林伸生 教育センター所長
萩原雅顕 学校給食課長
平田泰之 図書課長
荒井健 子ども支援課長
谷澤富美子 家庭支援課長
増井 悟 スマイルライフ推進課長
書記 安藤隆行 教育総務課総務担当主幹兼庶務担当統括主幹
- 6 議事 別紙のとおり

<p>羽田教育長</p>	<p>【午後 3 時 30 分開会】</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、お忙しい中、1 月定例教育委員会に御出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>教育委員の皆様には、先日の「はたちの集い」にご出席いただきましてありがとうございました。</p> <p>あの後、はたちを迎えた方のお父さんとお会いして、お話をしましたが、新幹線を 1 車両貸し切りにしていただき、東京から、また名古屋から乗車して帰ってくるという、このようなおもてなしをしていただいたことで、娘さんも、新幹線の中で同級生たちと様々なお話をして帰ってくることができて大変良かったということをおっしゃっていました。</p> <p>本日の議事録署名人は「外山委員」と「古谷委員」となりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議第 13 号、「焼津市地域交流センター条例改正について」、スマイルライフ推進課長より説明をお願いします。</p>
<p>増井スマイルライフ推進課長</p>	<p>教育長の方から説明がございましたが、先日の「はたちの集い」につきましては、教育委員の皆様にご出席いただきありがとうございました。</p> <p>それでは、議第 13 号「焼津市地域交流センター条例の一部を改正する条例（案）について」ご説明いたします。</p> <p>今回の改正は、豊田地域交流センターの建て替えに伴い、所在地の変更と新たな施設の各部屋に応じた使用料金を設定するための改正となります。初めに、新しい施設の概要を簡単に説明させていただきますので、配布資料 9 ページの「豊田地域交流センター建設工事（施設概要）」という資料をご覧ください。</p> <p>新しい豊田地域交流センターは、鉄筋コンクリート、鉄骨、木造を組み合わせた「混構造」という作りで、2 階建て、延べ床面積で約 1,500 m²です。</p> <p>資料の右側一番上の配置図をご覧ください。「建設地」の部分が建物となります。土地の形状がやや不整形であるものの、建物南側には緑地広場を設け、小さなお子様が遊べる遊具も併せて設置します。</p> <p>また、駐車台数につきましては 80 台の駐車スペースを確保しております。</p> <p>1 階部分ですが、資料左下の「エントランス」が出入口となります。正面に大集会室を配置し、右手はフリースペースとして誰でも自由に利用できる「サロン」と、その奥に図書室、職員の執務場所である事務室の横に料理実習室、さらにこのセンターの大きな特徴でもある子育て支援センタ</p>

	<p>一をセンター内に設置します。</p> <p>2階は、大きさの異なる会議室のほか、和室を設置するとともに、1階同様にフリースペースとして使用できる「サロン」を設置します。</p> <p>なお、工事の完了は3月末を予定しており、その後、机やイスなどの事務什器や備品の搬入、設置と引っ越しを行い、完成式典を6月27日(土)、部屋の貸し出し・利用は7月1日からを予定しております。</p> <p>それでは、資料の2ページをご覧ください。</p> <p>条例の改正内容としましては2つございます。1つ目として所在地の変更であります。条例第2条第2項の表中、小屋敷から小土へ場所が移ることに伴うものであります。資料の3ページを見ていただくと分かりやすいと思います。</p> <p>2つ目としまして、新しいセンターの部屋の名称や使用料金について、資料2ページの上段から下段に改正させていただこうとするものです。</p> <p>交流センターの使用料金の設定の考え方ですが、内規で部屋の面積と利用する時間帯に応じて、料金単価を定めており、今回も同様に設定しておりますので、大集会室が大きくなったこと以外、大幅に値上がりする部分はないと考えております。</p> <p>なお、この条例は新たな施設が使用可能となる7月1日から施行とし、現在の交流センターは引越し前の5月末までは使用できるよう、運用してまいりますので、その期間は旧料金を適用することとなります。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
外山教育委員	<p>現在の地域交流センターは、今後活用されますか。</p>
増井スマイルライフ推進課長	<p>現在の地域交流センターについては、庁内で利用する部署があるか調査を行ったところ、教育委員会の方から利用したいというお話を聞いております。もう一つ庁内の案として、売却の可否についても検討しましたが、場所が、豊田小学校のすぐ隣ということもございまして、民間への売却は行わないということは決まっております。</p> <p>また、その後の運用につきましては、学校や児童に関連するような活用ができないかということで、教育委員会の方で検討を進めていただいているという状況です。</p>
羽田教育長	<p>その他、御意見・御質問、ありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>

出席委員全員	<p>それでは、お諮りします。</p> <p>議第 13 号、「焼津市地域交流センター条例改正について」、承認することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
羽田教育長	<p>それでは、承認といたします。</p> <p>なお、スマイルライフ推進課長につきましては、ここで退席となります。ありがとうございました。</p> <p>次に、議第 14 号、「令和 7 年度焼津市進学・進級時児童生徒教育費支援金支給要綱の制定について」、教育総務課長より説明をお願いします。</p>
長谷川教育総務課長	<p>当日配布資料議案の 10 ページをお願いします。</p> <p>提案理由につきましては、物価高騰が続く中で、家計への影響を受ける家庭の経済的負担を軽減するため、就学援助費支給認定を受けた保護者に対し、進学・進級を迎える新年度の準備のための支援金を支給するための要綱を制定するものです。</p> <p>次のページ 11 ページ、12 ページをお願いします。</p> <p>第 1 条では趣旨を、第 2 条で支給対象者を定めております。</p> <p>対象者は、就学援助費の支給認定を受けている者としています。ただし、生活保護の措置を受けている者については、生活保護制度において、義務教育を受けるのに必要な費用は教育扶助に含まれており、進学・進級時の支援金は収入認定の対象となるため、対象から除いています。</p> <p>対象者は令和 8 年 2 月 1 日時点の認定者としております。</p> <p>第 3 条で、支給金額について、児童生徒一人当たり 2 万円としております。</p> <p>第 4 条では、保護者及び事務処理の負担軽減に配慮し、対象者は支給の申請をしたものとみなすこととしております。</p> <p>支援金の支給日は、3 月 5 日の予定で準備を進めております。</p> <p>なお、支援金の支給については、市が、児童生徒の就学する学校に支払い、同日に、学校から支給対象者に支給します。</p> <p>対象者は、小学校 666 人、中学校 430 人、合計 1,096 人を予算上見込んでおります。</p> <p>以上で、議第 14 号「令和 7 年度焼津市進学・進級時児童生徒教育費支援金支給要綱の制定について」の説明とさせていただきます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>

羽田教育長	説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
出席委員全員	(質疑なし)
羽田教育長	それでは、お諮りします。 議第 14 号、「令和 7 年度焼津市進学・進級時児童生徒教育費支援金支給要綱の制定について」、承認することとしてよろしいでしょうか。
出席委員全員	(異議なし)
羽田教育長	それでは、承認といたします。 次に、議第 15 号、「令和 7 年度焼津市学校春季休業期間昼食費支援金支給要綱の制定について」、引き続き、教育総務課長より説明をお願いします。
長谷川教育総務課長	次に、当日配布資料議案の 13 ページをお願いします。 提案理由は、物価高騰が続く中で、家計への影響を受ける家庭の経済的負担を軽減するため、就学援助費支給認定を受けた保護者に対し、学校給食が提供されない春季休業期間における昼食費について、支援金を支給するための要綱を定めるものです。 こちらにつきましては、12 月補正予算において教育委員の皆様への意見聴取で、児童生徒一人当たり 1 万円を支給する予算を計上することに承認をいただいたもので、12 月市議会臨時会において、予算措置がされたため、具体的に支給の根拠となる要綱を定めようとするものです。 次のページ 14 ページ、15 ページをお願いします。 第 1 条及び第 2 条につきましては、先ほどご説明しました「進学・進級時児童生徒教育費支援金支給要綱」と同様、趣旨及び支給対象者を定めております。 支給対象者につきましても、同様に、就学援助費の支給認定を受けている者とし、支給対象者の基準日につきましても、令和 8 年 2 月 1 日時点の認定者としております。 第 3 条で、支給金額について、児童生徒一人当たり 1 万円としております。 第 4 条につきましても、「進学・進級時児童生徒教育費支援金支給要綱」と同様、保護者及び事務処理の負担軽減に配慮し、対象者は支給の申請を

	<p>したものとみなすこととしております。</p> <p>支援金の支給日は、3月12日の予定で準備を進めております。なお、支援金の支給につきましても、「進学・進級時児童生徒教育費支援金支給要綱」と同様、市が、児童生徒の就学する学校に支払い、同日に、学校から支給対象者に支給します。</p> <p>対象者は、小学校470人、中学校312人、合計782人を予算上見込んでおります。</p> <p>以上で、議第15号「令和7年度焼津市学校春季休業期間昼食費支援金支給要綱の制定について」の説明とさせていただきます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
外山教育委員	<p>先ほど説明がありました「議第14号 進学・進級時児童生徒教育費支援金」と支給対象者数が違うのは、どういった理由ですか。</p>
長谷川教育総務課長	<p>支給対象者の違いですが、「議第14号 進学・進級時児童生徒教育費支援金」につきましては、今年度当初予算で要求しておりますが、本議案「学校春季休業期間昼食費支援金」は、12月補正予算で要求しており、より直近の就学援助支給対象者数まで踏まえた対象者数となっていること、また、本議案「学校春季休業期間昼食費支援金」の対象者には、小学生の場合、小学校1年生から小学校6年生に加え、来年度小学校に入学する新1年生のうち、就学援助費の新入学学用品費の支給対象者のうち準要保護認定を受けた方も対象となることなどが要因となっています。</p>
羽田教育長	<p>その他、御意見・御質問、ありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、お諮りします。</p> <p>議第15号、「令和7年度焼津市学校春季休業期間昼食費支援金支給要綱の制定について」、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
出席委員全員	<p>(異議なし)</p>
羽田教育長	<p>それでは、承認といたします。</p> <p>次に、報告事項に移ります。</p>

平田図書課長	<p>報告事項の1番、「スーパー読書マスター認定証授与式～1,000冊読破した児童・生徒に認定証を授与～」について、図書課長から説明をお願いします。</p> <p>図書館では、平成27年度から市内小学生の読書活動推進の一環として、希望する児童に対し、100冊の読書活動ができる学習記録ができる読書手帳「やいっちょ」の配布を、焼津大井川図書館で行っております。</p> <p>昨年12月末までに1000冊以上を読破した児童生徒13名を、「焼津市スーパー読書マスター」として教育委員会が認定し、教育長から認定証を授与いたします。</p> <p>日時は、2月8日（日）午前10時から、会場は焼津小泉八雲記念館奥の多目的室です。</p> <p>なお、今回の認定により、スーパー読書マスターは合計で72名となります。説明は以上です。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
出席委員全員	<p>(質疑なし)</p> <p>その他、御意見・御質問、ありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>次に、報告事項の2番、「いじめ問題への対応について」、子ども支援課長より説明をお願いします。</p>
荒井子ども支援課長	<p>当日配布資料報告事項の1ページをお願いします。</p> <p>まず、小学校の状況であります。12月の新たな「いじめ」の認知件数は31件でありました。昨年度よりも、増加しています。「悪口など相手が嫌がることを言う。」「仲間外れにする。」「言葉で言い返すことができず、けんかになる。」など、いずれも学校で適切に指導し、見守りを続けております。</p> <p>次に、2ページをお願いします。</p> <p>中学校の新たな「いじめ」の認知件数は、23件でありました。こちらも昨年度よりも増加しました。</p> <p>「悪口など相手が嫌がることを言う。」「些細なことからトラブルになり、けんかになる。」などといった内容でした。いずれも学校で適切な指導をして、解消に向けて取り組んでおります。</p>

<p>羽田教育長</p>	<p>1 ページ 2 ページとも右下の (4) 現在の状況をご覧ください。12 月までに、小学校で 71 件、中学校で 94 件が解消となりました。今後も、些細ないじめも見逃さないように、認知件数は多く、解消件数も多くなるよう各学校と連携して取り組んでまいります。</p> <p>次に、口頭での報告となりますが、1 件のいじめ重大事態の被害児童の様子についてご報告させていただきます。</p> <p>小学校 5 年生の児童 A さんです。冬休み前に父母と面談を行いました。本人は、元気に過ごしていますが、登校はできていません。今は焦らずに、学校はいつでも迎える準備をして待っていることを伝えています。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
<p>増田紀子教育委員</p>	<p>小学校もいじめの件数が 31 件あり、数的には多いですが、いじめの判断というのは実際には難しいところもあると思うので、軽く捉えてしまうのではなく、気になるところは、いろんな立場でアンテナを高くしてキャッチしていくことが大事な事かなと思います。</p> <p>また、発見のきっかけは、12 月も学級担任が増えており、本人以外の児童生徒もありますが、当事者でなくても気になることを、子ども達も感じてキャッチしていくことが大事な事であると思いますし、数的には増えてしまうかもしれませんが、それを取り上げて、早い対応をしていくことも大事な事であると思いました。</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>中学校についても、発見のきっかけは「本人以外の生徒」が一番多く 9 人おり、気づいた子ども達が先生方に声をかけてくれるとありがたいなと思います。</p> <p>その他、御意見・御質問、ありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>次に、報告事項の 3 番、「最近の小中学校の状況について」引き続き、子ども支援課長より説明をお願いします。</p>
<p>荒井子ども支援課長</p>	<p>資料の 3 ページをお願いします。</p> <p>「12 月の生徒指導関係」ではありますが、まず、不登校については、小学生は 167 人で昨年度よりも 13 人増加しています。中学生は 257 人で、こちらは昨年度よりも 4 人減少しています。</p>

	<p>1月からは、今まで月に数日欠席していた児童生徒が不登校カウントになる傾向があります。今年も学校と連携して、未然防止、早期対応に心がけていきたいと思います。</p> <p>次に問題行動であります。小学校は45件、中学校は43件の報告がありました。昨年度と比較して、小中学校ともに増加しました。小学校では、「些細なことからトラブルになり、けんかになる。」などの「生徒間暴力」が多く見られました。いやがるあだ名で呼んだり、友達に暴言を吐いたりする「冷やかしからい」も多く見られました。その他に、「対教師暴力」や「悪質な投稿」も見られました。</p> <p>中学校では、嫌がるあだ名で呼んだり、暴言を吐いたりする「冷やかしからい」が多く見られました。ふざけていたり、遊んでいたりして窓ガラスを割ってしまったり、壁に爪でひっかいて落書きをしたりする「器物損壊」も見られました。また、「生徒間暴力」、「不健全性行為」なども報告されています。</p> <p>次に交通事故については、小学生で2件でした。朝、家を出たところで乗用車のサイドミラーと接触した事故、もう1件は、自転車で自宅に帰ろうとしたところ、一旦停止せずに飛び出し、乗用車と接触した事故になります。1月も、自転車に乗る際はヘルメットを着用すること、左右の確認をすることを働きかけていきたいと思います。</p> <p>最後に不審者についてであります。12月は5件ありました。「子ども会の集合場所に刃物のようなものを持った男が近づいてきた。」「カッターを持った男に追いかけられた。」など非常に危険なケースもありました。1月も注意喚起を行い、もしも不審者と出会ったときには、早く警察に連絡するように働きかけてまいります。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
増田紀子教育委員	<p>不審者の事例は今まであまり出てこない事案であり、危険だなと思います。やれることに限りがあると思いますが、例えば、子ども会などで何か対応はしていますか。</p> <p>今回の案件を受けて、子ども会に働きかけをしているわけではございませんが、登校に関しても下校に関しても、複数で登下校するようにすること、また、危険なことがあったときには、素早く警察に連絡すること等を学校に働きかけているところです。</p>
羽田教育長	<p>カッターを持って追いかけてきた人は、捕まっていますか。</p>

荒井子ども支援課長	捕まっていません。
羽田教育長	警察には連絡をしていますか。
荒井子ども支援課長	警察には連絡はしております。
古谷教育委員	今の事件に関してですが、地域はどこ地域ですか。これからその地域が変わっていくのか、それとも1地域に集中するのかについてはいかがですか。また、対象学童はどれくらいの年齢の子どもさんが対象になっているのか、また、発生時間帯についてはどのようになっていますか。
荒井子ども支援課長	1件目の子ども会の集合場所については、登校時の集合の時になります。 もう1件については、登校時の朝になります。学区につきましては、確認します。
羽田教育長	不審者の1つ目と2つ目の案件は同じ案件ではないですか。 そこを確認願います。
古谷教育委員	もう一つは、学校にはすぐに警察に通報するように指示をすることは、常識的なことだと思いますが、まず、子ども達をどのように指導するかという方が先決であったのではないかなというふうに思います。例えば、前にうちの会社の前の道を通って、小川小学校に通学している児童がおりますが、突然うちの会社に入ってきて、「トイレを貸してください。」と来た児童がおりました。 そのような感じで気軽にどこの家でも飛び込んでよいと言うことを、まず子ども達に徹底させることが、危険なことを未然に防ぐ一つの方策になるのではないかと思います。是非、そのように学校から子ども達に指導していただきたいと思います。 また、先ほどの問題行動に戻りますが、私は教育委員となってまだ短いですが、初めて「不健全性行為」という言葉が入ってきました。これは、具体的にどのようなことですか。
荒井子ども支援課長	これは裸の写真等、元々交換し合ってたものを、さらに他の友達に渡してしまったといった事案になります。

古谷教育委員	<p>これはすごく陰湿であり、拡散された人はとっても傷つくことであると思いますが、どのようにすれば防げるのでしょうか。</p> <p>具体的に先生方はどのように指導していますか。</p>
荒井子ども支援課長	<p>そういった写真を拡散すること自体が非常によくないことであるため、そういったところは十分に気をつけるようにといった指導、また、実際に写真をもらった生徒に対しては、それ以上拡散してるかどうか確認は取れませんが、今すぐ消すようにということで指導するようにしています。一般的な情報リテラシーとしても、今後教育等していきたいと思います。</p>
羽田教育長	<p>こういった案件については、保護者にも連絡はしていると思います。</p> <p>その他、御意見・御質問、ありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>次に、学校教育課長より説明をお願いします。</p>
福田学校教育課長	<p>4ページをご覧ください。1の12月13日から1月13日現在のインフルエンザ等による学級閉鎖の状況についてですが、小学校においては15学級（令和6年度は同時期9学級）、中学校は4学級、令和6年度はありませんでした。1月になってからは小学校の1学級のみですが、最近の報道ではB型も流行し始めているとのことですので、まだまだ感染防止対策等に取り組んでいく必要があると考えております。</p> <p>続いて、2の「令和7年度 焼津市教育論文の応募状況について」です。</p> <p>毎年、焼津市内の幼稚園、保育所、小中学校に勤務している教職員の研究活動をまとめた論文を募集しておりまして、先日提出の締め切りを迎えました。応募状況ですが、保育園・幼稚園から2点、小学校から16点、中学校から9点 計27点ありました。</p> <p>若い世代だけでなく、いろいろな年代からの応募があり、また、研究内容は多岐にわたりますが、テーマに「主体的」、「自ら」の言葉が多く見られました。子ども達の「やりたい」、「やってみよう」という思いに視点を置いたり、教科を横断的に研究したり、地域での探究活動を研究したりする等、今求められる教育についての論文が多く寄せられております。今後、審査等を行っていく予定です。</p> <p>続いて、3の令和7年度「焼津市教育奨励賞（心灯賞）」についてです。</p> <p>「心灯賞」とは、市内の幼稚園、保育所、小中学校に勤務している教職員のうち、原則として30年以上教育機関等において勤務実績があり（ただ</p>

	<p>し幼稚園、保育所は勤務実績でなく 30 歳以上)、定年退職の年齢を上限とし、かつ人格的にも優れている教職員で、下の(1)から(6)のいずれかに該当する方に授与するものです。また、教職員以外の個人または団体において、現に教育の振興に優れた業績を挙げている者で、かつ、将来一層の発展が望まれる者に「教育奨励賞」を授与します。本年度、心灯賞の推薦は、3名、心灯賞以外の教育奨励賞の推薦は、3名ありました。審査委員会による審査を経て、来月の定例教育委員会で御報告させていただくこととなります。私からは以上です。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
出席委員全員	<p>(質疑なし)</p>
羽田教育長	<p>次に、報告事項の4番、「令和8年度焼津市の教育の重点について」、教育センター所長から説明をお願いします。</p>
小林教育センター所長	<p>5ページをご覧ください。 次期 焼津市教育大綱について、これまでも総合教育会議でご審議いただいておりますとおり、目指す姿「みんなで笑顔を育むまちやいづ」、基本理念「優しく、強く、愛しい人」で進めてきております。それを受け、令和8年度の焼津市の教育の重点を、今年度の「失敗や間違いを恐れない子、疑問を言える子」から「和のある集団の創造」と変え、取り組んでいきます。本文を読ませていただきます。 園、学校の責務は、教育基本法第5条第2項に規定する普通教育の目的「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として……」を実現することにある。そして、園、学校生活における最も重要な利点とも言える特徴は、園児、児童、生徒(以下、子供と言う)が「集団生活をおくる」ことにある。 子供が、今も、将来も、人とつながらずに生きていくことはできないという考え方に立てば、園や学校、学年、学級、クラス、部、チャレンジ教室など(以下、集団と言う)の集団生活の中で、個性ある人々と接して様々な考え方に触れて視野を広げながら学ぶこと、そして友達をつくることや、尊敬する人を見つけることも、とても大切なことである。 一方で、自分とは違った人(他人)との生活による軋轢等で、自分の思いどおりにならないことや苦しい思いをすることもある。しかし、成長途上にある子供は、そのような集団生活の中で、人間関係の難しさやその対</p>

処方法などを学び、その過程を経て成長し、強さや優しさを身に付けていくものである。

このような考えに立ったとき、個々の子どもの成長に関して、その子が属する「集団」の質は、とても重要な要素である。そこで、令和8年度は、「優しく、強く、愛しい人」を育成するための手立てとして、「集団創り」に重点を置くこととした。各園、各学校においては、教職員それぞれが、創造的に学年・学級経営等に力を注ぐとともに、組織として互いに協力し合いながら、質の高い集団＝「和のある集団」の創造に力を注いでいきたい。

そして、本重点を達成するための視点として、以下の2点を記す。

(1) 子供たちが安心して学校生活を送るには、自分の考えや思いを表出できる必要がある。一つ目の視点は、「集団に属する皆が、人には得手・不得手があること、誰でも失敗や間違いをすること、正解・不正解だけでなくいろいろな考え方があることなどを理解して、互いを認め合って行動する」そういう集団を創造することである。そうした多様性が認められる集団、互いを理解し合う和のある集団を創るためには、教師が子供たちの前向きさや子供たちがもっている資質・能力を信じること。その上で、授業における課題や追究方法等はもちろん、様々な活動の企画や運営等を教師主導ではなく、必要最低限な教師の助言はあったとしても、多くは子供たちに委ねる必要がある。つまり、学校生活のあらゆる場で、子供たちが自分で考え判断し行動することを尊重し、自分たちでその集団を創っているという意識を持つよう仕掛けることが大切である。

(2) もう一つの視点は、安心な生活を脅かすような言動が見過ごされないことである。「心身に危険を及ぼす行為」、「人を傷つける行為」などが見られた際に、それが見過ごされるような集団では、安心して生活することはできない。つまり、人の迷惑を顧みずに行う行為など集団として認めることができない行為に対しては、互いに指摘できる「真に和のある集団」を創造することである。

各園・学校、各学級等においては、子供の実態等を鑑みたとき、視点(1)、(2)以外にも、力を注ぎたいと思う視点があるものと考えられる。子供の実態や考え・思い、家庭の状況、保護者の願い等を把握しているのは、園・学校であり、担任等の教師である。したがって、授業と同様、各園・学校、各教師が「和のある集団の創造」に向けて、より実態等に即した視点をもって具体的に実践することが重要である。

なお、「和のある集団の創造」は、各園・学校の教職員集団においても、目指すべき最も大切な重点であることを付しておきたい。

となります。

今後の予定となりますが、今月末の1月30日の校長会議で、本重点を

	説明し、市内小中学校へ浸透を図ります。以上、報告します。よろしくお 願いします。
羽田教育長	説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
出席委員全員	(質疑なし)
羽田教育長	次の追加議案、議第 16 号は、増田紀子委員の辞職に対する同意が議題 となります。ここで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条 第 6 項の規定により「委員は自己の一身上に関する事件については、その 議事に参与することができない」とあることから、増田紀子委員には退席 をしていただきます。 <増田紀子委員退席>
羽田教育長	改めまして、「議第 16 号 焼津市教育委員増田紀子の辞職願に対する同 意について」、教育部長から議案の説明をお願いします。
杉山教育部長	(当日配付資料により説明) (説明概要) 令和 8 年 1 月 5 日付けで増田紀子委員より、一身上の都合を理由に、令 和 8 年 3 月 31 日をもって辞職したい旨の辞職同意願が提出されましたの で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 10 条の規定により、教 育委員会の同意を求めるものであります。 なお、本日欠席されております「増田徹哉」委員につきましては、本日、 本案件について事前に説明し、意見はなく同意される旨を確認しておりま す。
羽田教育長	説明が終わりました。 本件について、委員の皆さんから御意見があれば伺いたいと思います。 いかがでしょうか。
古谷教育委員	おそらく受任された時にも、かなりの覚悟を持って受任されてると思い ますので、任期途中で一身上の都合ということで辞職を願われるというこ とは、並々ならぬことだと思います。従いまして、同意致します。
羽田教育長	その他、御意見・御質問、ありますか。

出席委員全員	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>反対する意見はありませんでしたので、ここでお諮りします。増田紀子委員の辞職に同意することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
羽田教育長	<p>誠に残念ではありますが、増田紀子委員の辞職に同意することとします。それでは、今後の予定につきまして、教育部長から説明をお願いします。</p>
杉山教育部長	<p>今後につきましては、先程もご説明いたしましたとおり、教育委員会の同意のほか、市長の同意が要件となっておりますので、市長の同意を求めるとともに、市長に教育委員の選任を依頼します。その後、市議会2月定例会において新教育委員について同意を得た後、任命されることとなります。以上です。</p>
羽田教育長	<p>それでは、増田紀子委員の入室を許可します。</p> <p><増田紀子委員着席></p>
羽田教育長	<p>只今、「議第16号 焼津市教育委員増田紀子の辞職願に対する同意について」審議を行い、増田紀子委員の辞職に同意したことを報告いたします。増田紀子委員から御挨拶がありましたらお願いします。</p>
増田紀子教育委員	<p>教育委員の第2期が始まったところで、辞職という形になってしまいました。本当に皆さんにもご迷惑をおかけし、申し訳ないなと思っておりますが、家庭の事情もありまして、辞職という形をとらせていただくことになりました。教育委員に就任し4年半位ですが、学校の現場で働いていた時は、もっとこういうことが改善されたらいいな、こんなふうになったら子どもたちの学びが充実するのではないかと思うことが、いろいろありました。しかし、教育委員という立場になって、本当に焼津市教育委員会の事務局も大きく変わり、教育の体制、ハード面もソフト面も本当に大きく変わり、そこに立ち会えたこの4年と少しですが、本当に嬉しかったなあと思います。学校を何回も訪問させていただいても、やっぱり子どもたちの表情がどんどん良くなり、活動もどんどん主体的になっており、焼津市の教育の推進というものを、本当に素晴らしいと外から感じられたこの年月だったと思います。</p>

羽田教育長	<p>本当に皆さんにはお世話になり、まだ少しありますが、またご迷惑をかけてしまいますが、これからは、外の立場で応援していきたいなと思っておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>学校現場に勤めていらした増田紀子委員ならではのご意見を、この定例教育委員会でいただいておりますし、訪問した際にも、校長へのお話と、授業等の経験を生かしたお話が校長先生へのアドバイスになっていたと思います。ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。 全体を通しまして、委員からご発言がありましたらお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次回の開催予定であります。 次回は、2月12日（木）午後2時30分から、場所は、本庁舎7階 会議室7Aで行います。</p> <p>以上をもちまして、1月定例教育委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">【午後4時25分閉会】</p>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------